

船舶事故調査報告書

令和5年11月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 伊 藤 裕 康（部会長）
 委 員 上 野 道 雄
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年5月12日 06時50分ごろ
発生場所	愛媛県松山市津和地島東方沖 オコゼ岩灯標から真方位248° 730m付近 (概位 北緯33° 59.3′ 東経132° 31.6′)
事故の概要	漁船宝栄丸は、北北東進中、また、漁船幸徳丸は、漂流中、両船が衝突した。 幸徳丸は、船長が負傷し、左舷中央部及び右舷中央部外板の破口等を生じ、また、宝栄丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和5年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 宝栄丸、2.8トン EH3-24303（漁船登録番号）、個人所有 9.27m (Lr) × 2.57m × 0.75m、FRP ディーゼル機関、154.45kW、平成5年7月2日 第281-30932号（船舶検査済票の番号） B 漁船 幸徳丸、0.7トン EH3-25396（漁船登録番号）、個人所有 5.4m (Lr) × 1.86m × 0.74m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、 平成6年3月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 89歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月7日 免許証交付日 平成31年2月27日 (令和6年11月12日まで有効) B 船長B 87歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月25日 免許証交付日 令和元年8月28日 (令和6年12月17日まで有効)

死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部及び右舷中央部外板に破口、機関に濡損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約1.3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、令和5年5月12日06時ごろ松山市元怒和漁港を出港し、同時10分ごろ、津和地島東方沖の漁場に到着し、右舷船尾に腰を掛け、漂泊しながら一本釣り漁を開始した。</p> <p>A船は、船長Aが、ある程度の距離を潮流で流される度に潮上りをしつつ釣りを続けていたが、絡んだ釣り糸を解いていたところ、いつもより長い距離を流されたので、操縦席の前に立ち、山立て*1をして針路を広島県呉市倉橋町鹿老渡に向け、約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北北東進した。</p> <p>A船は、船長Aが、針路を鹿老渡に向けた際、右舷船首方にいた5～6隻の小型船群の方に意識を向けていたので、船首方に航行の支障となる船はいないと思い、前路で漂泊するB船に気付かず、同じ針路のまま航行中、06時50分ごろ、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、突然ドン、ドンと2回の衝撃を感じてB船に衝突したことに気付き、転覆して海面に浮いていたB船の船外機につかまっている船長Bを他船が救助するのを確認した後、B船を松山市津和地漁港までえい航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、05時ごろ、津和地漁港を出港し、同時05分ごろ、津和地島東方沖の漁場に到着し、漂泊しながら一本釣り漁を開始した。</p> <p>船長Bは、津和地島東方沖にA船を含む5～6隻の小型船群がいる状況下、右舷船尾に腰を掛け、右手で釣り糸を持ち、左手で船外機を操作しながら、船首を北西方に向けて一本釣りを行っていたが、これまでは、接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれていたので、航行中の他船がB船を避けてくれるものと思い、釣りを続けていた。</p> <p>B船は、船長Bが、山立てをしようとして左舷方を向いたとき、左舷方至近にA船を視認し、直ちに船外機を後進にかけてA船を避けようとしたが、A船と衝突して転覆した。</p> <p>船長Bは、落水してB船の船外機につかまっているところを知人の船に引き揚げられ、そのまま知人の船で津和地島に戻った後、救急艇で松山市内の病院に搬送され、頸椎捻挫、顔面挫創、頭部打撲と診断</p>

*1 「山立て」とは、自船の位置や漁場を確かめるため、周囲の山や島などの目印を見て船位を確かめること。

	<p>された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 船長Aの操船位置、写真3 B船、写真4 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、船首方に航行の支障となる死角が生じていなかった。</p> <p>船長Aは、B船が小さく白い船体であったので、気付かなかったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>A船及びB船は、共にレーダー及びGPSプロッターが設置されていなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、津和地島東方沖を北北東進中、船長Aが、針路を鹿老渡に向けた際、右舷船首方にいた小型船群に意識が向き、船首方に航行の支障となる船はいないと思い、同じ針路で航行を続けていたことから、前路で漂泊するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、津和地島東方沖で漂泊中、船長Bが、これまでは接近する他船が漂泊中のB船を避けてくれており、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思い、釣りをしながら漂泊を続けていたことから、山立てしようと左舷方を向いたとき、左舷方至近にA船を視認しA船を避けようとしたが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、津和地島東方沖において、A船が北北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、針路を鹿老渡に向けた際、右舷船首方にいた小型船群に意識が向き、船首方に航行の支障となる船はいないと思い、同じ針路で航行を続けたため、前路で漂泊するB船に気付かず、また、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けてくれるものと思い、釣りをしながら漂泊を続けていたため、山立てしようと左舷方を向いたとき、左舷方至近にA船を視認しA船を避けようとしたが、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、視認した船舶以外に針路上に他船がないと思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・船長は、漂泊中であっても常時適切な見張りを行い、接近する他船があるときは、接近する他船が漂泊中の自船を避けてくれると思わず、余裕のある時機に注意喚起を行い、必要に応じて移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。 ・小型船の乗船者は、曝露^{ばくろ}甲板上では、常時、救命胴衣を着用する

	こと。 ・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。
--	--------------------------------------

付図1 事故発生経過概略図

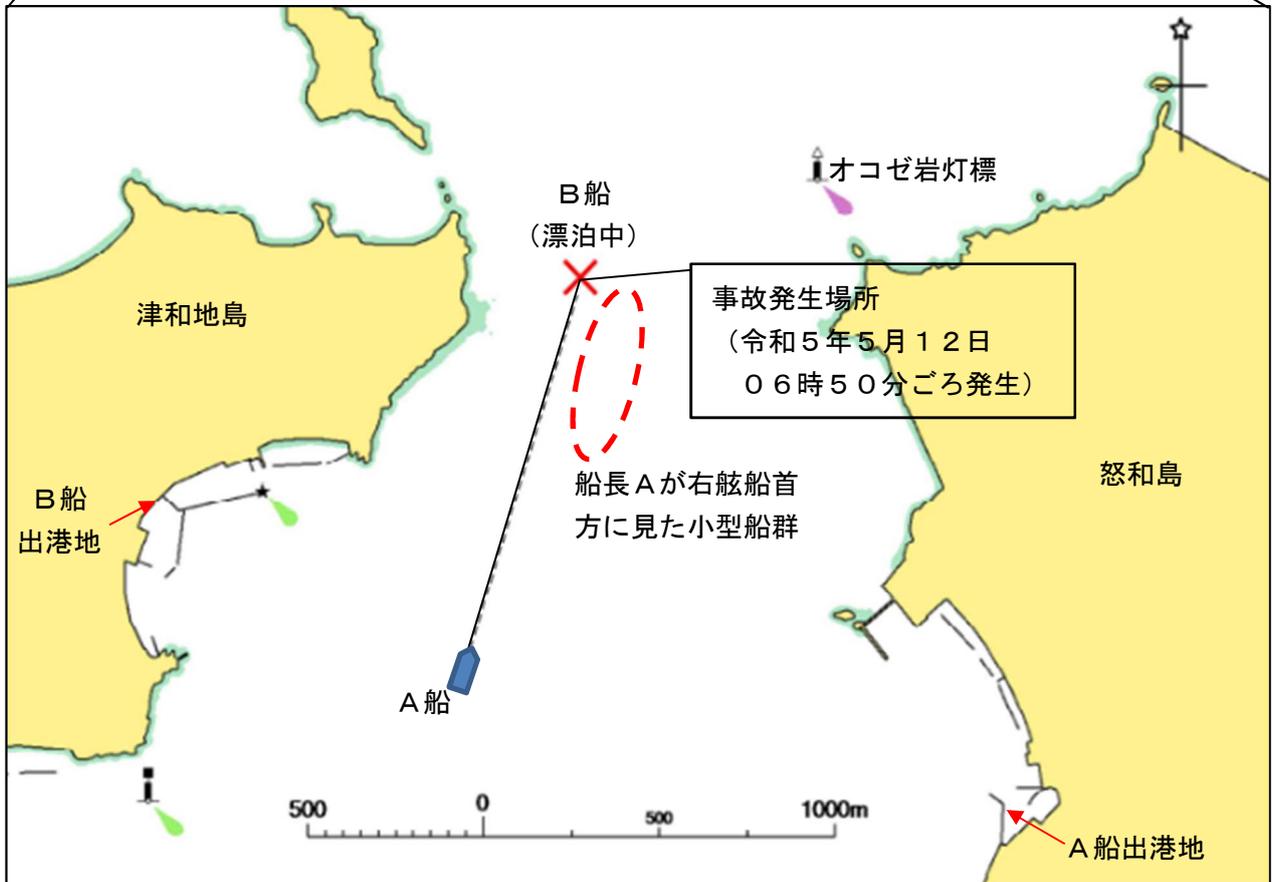


写真1 A船



写真2 船長Aの操船位置



写真3 B船



(漁業協同組合提供)

写真4 B船



(漁業協同組合提供)